議会運営委員会
資料１
（H30.07.11）

伊勢市議会傍聴規則の見直しについて

１　傍聴の手続

（１）現状及び課題　※枠内の規則は現行

第３条　会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
２　会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、その代表者又は責任者が、その団体の名称、自らの年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
３　報道関係者及び伊勢市職員で、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前項２項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。
第４条　傍聴証は、会期ごとに交付する。
２　傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

①地方自治法第 115 条で議事の公開原則となっており、市民のみならず誰でも傍聴できるようにし、傍聴者の個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿を廃止する議会が増えてきている。
②傍聴証を会期ごとに交付していない。

（２）規則の改正（案）

〔傍聴人受付簿の廃止及び傍聴の手続〕

・第３条　一般席で傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。
　２　前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、第 4 条の定員を超える傍聴人がある場合は、議長はその手続を中止することができる。
　３　傍聴人は、第１項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。
　４　傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
　５　傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

〔傍聴証の廃止〕

・第４条を削除する。

２　傍聴人の定員

（１）現状及び課題　※枠内の規則は現行

第５条　傍聴人の定員は、32 人とする。

①庁舎改修後、定員は 31 人となる。また、車椅子席の記述がない。

（２）規則の改正（案）

・「傍聴人の定員は、一般席 31 人（うち車椅子席２人）とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。」

３　傍聴席に入ることができない者

（１）現状及び課題　※枠内の規則は現行

> 第７条　～略～
> ２　児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることはできない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

①他市の議会で、児童が保護者と傍聴しようとしたところ、議長が認めず、傍聴を拒否したという事例があった。

②愛知県議会や豊橋市で同様の規則があるが、議長が傍聴を認めている。

③名古屋市では小学生や乳幼児の入場を制限していない。

（２）規則の改正（案）

・第７条第２項を削除する。

４　傍聴人の守るべき事項

（１）現状及び課題　※枠内の規則は現行

> 第８条　傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。
> ～中略～
> （４）　帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
> ～中略～
> （６）　みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

①本市議会の傍聴規則は、平成 17 年に施行されたものであるが、参考にした標準傍聴規則は、昭和に規定されたものであり、当時からファッションも大きく変わってきている。

②携帯電話やスマートフォンを規制する記述がない。

③「みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと」については、同条第７号「前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。」に含まれている。

（２）規則の改正（案）

・第８条第１項第４号及び第６号を削除する。

・「携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。」を追加する。

５　写真、映画等の撮影及び録音等の禁止

（１）現状及び課題　※枠内の規則は現行

第９条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

①本会議のケーブルテレビやインターネット放送が始まり、規制する必要がない。

（２）規則の改正（案）

・第９条を削除する。